

愛国学園大学同窓会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、「愛国学園大学同窓会」と称し、愛国学園大学構内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めると共に、会員と愛国学園大学との関係を密にし、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互及び母校と同窓会との連絡
- (2) 会員名簿の整備
- (3) 母校の発展のための援助
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 愛国学園大学卒業生
- (2) 愛国学園大学教職員
- (3) 愛国学園大学の教職員であった者で、本会に入会を希望する者

2 本会は、役員会で認める特別会員をおくことができる。

3 会員は、その氏名及び住所変更の際し、速やかに事務局に届け出るものとする。

4 会員が、本会及び母校の名誉を著しく毀損したと認められるときは、役員会の決議によって除名することができる。

(寄付金など)

第5条 本会を維持するため、会員等から寄付金を受けることができる。

(役員)

第6条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 学年代表 各卒業年次1名

2 会長、幹事及び学年代表は、会員の中から役員会において選任する。

3 副会長は、会員の中から会長が指名した者とする。

4 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 幹事は、役員会についての事前の準備及び当日の進行等一切の運営を分担

する。

6 学年代表は、同期生の状況を把握するとともに、大学と同期生との連絡に当たるものとする。

7 学年代表は、幹事と兼ねることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、前条第1項第1号から第3号までの役員で組織する。

2 役員会は、次のことを審議する。

(1)収支会計に関する事項

(2)役員に関する事項

(3)会員の入会、退会及び除名に関する事項

(4)本会の事業の企画、立案及び実施等に関する事項

(5)その他の事項

3 会長は、役員会を毎年1回以上招集し、その議長となる。

4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 本会に事務局を設ける。

2 事務局は、本会の事業の実施、資産の管理、運営に関する業務を実施する。

3 事務局の業務は、母校に委託する。

附 則

この会則は、令和4年8月31日から施行する。